

2019年5月14日

各 位

> 会社名新日本建設株式会社 代表者名 代表取締役社長 髙見 克司 (コード番号:1879 東証第一部) 問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 高橋 苗樹 (TEL. 043-213-1111)

## 定款の一部変更および特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、定款の一部変更を決議し、また創業者功労 金の贈呈を決議したことに伴い特別損失を計上することといたしましたので、下記のとおりお知 らせいたします。

なお、本件につきましては、2019年6月27日開催予定の第55回定時株主総会おいて承認を受 けることを前提としております。

記

#### 1. 変更の理由

代表取締役会長が退任することおよび取締役と執行役員の役割・責任を明確化するため、 社長を除く役付取締役の規定を削除するとともに、第14条(招集権者および議長)、第23 条(取締役会の招集権者および議長)について、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線部が変更箇所)

#### 変更案 現 行 (招集権者および議長) (招集権者および議長) 第14条 第14条

- (1)株主総会は、代表取締役社長がこ れを招集し、議長となる。
- (2)代表取締役社長に事故があると きは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が株 主総会を招集し、議長となる。

## (代表取締役および役付取締役) 第21条

- (1)取締役会は、その決議によって代表 取締役を選定する。
- (2)取締役会は、その決議によって、取 締役の中から代表取締役会長、代表 取締役社長各1名、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役および取締 役相談役各若干名を定めることが できる。

# (1)株主総会は、取締役社長がこれを

- 招集し、議長となる。
- (2)取締役社長に事故があるときは、 取締役会においてあらかじめ定め た順序に従い、他の取締役が株主総 会を招集し、議長となる。

## (代表取締役および役付取締役) 第21条

- (1)取締役会は、その決議によって代表 取締役を選定する。
- (2)取締役会は、その決議によって、取 締役の中から取締役社長1名、その 他役付取締役を定めることができ る。

### (取締役の分掌)

#### 第22条

- (1)代表取締役会長ならびに代表取 締役社長は、定款ならびに取締役 会の決議を執行し、会社業務全般 を統括する。
- (2)取締役副社長、専務取締役、常務 取締役および他の取締役は、各々 代表取締役会長および代表 社長を補佐し、定められた事項を 分掌処理する。

## (取締役会の招集権者および議長) 第23条

- (1)取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- (2)代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が取 締役会を招集し、議長となる。

## (取締役の分掌)

#### 第22条

- (1)取締役社長は、定款ならびに取締 役会の決議を執行し、会社業務全 般を統括する。
- (2)<u>その</u>他の取締役は、各々取締役社 長を補佐し、定められた事項を分 掌処理する。

## (取締役会の招集権者および議長) 第23条

- (1)取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを 招集し、議長となる。
- (2)取締役社長に事故があるときは、 取締役会においてあらかじめ定め た順序に従い、他の取締役が取締役 会を招集し、議長となる。

## 3. 変更予定日

2019年6月27日

### 4. 特別損失の内容

当社を設立した代表取締役会長金綱一男の設立以来の功績や在任中の労に報いるため、通常の役員退職慰労金に加え、当社内規に基づく創業者功労金1,500百万円を贈呈することを決議し、2019年3月期において、役員退職慰労引当金繰入額として特別損失に計上いたします。

#### 5. 業績に与える影響

上記特別損失につきましては、本日公表の「2019 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に 反映しております。

以 上